## 大津ひなたタウン地区計画

(旧長崎ケ丘地区計画)

(平成22年4月1日告示第49号) 変更 平成19年3月12日告示第42号

大津ひなたタウン地区計画
高知市大津字大笠及び字石貝の各一部
約5. 1ha
本地区は,高知駅より約8km地点の高知市の東端部に位置し,高知市と南国市とを結ぶ都計画道路高知南国線沿いの丘陵地にある地区である。 一:こで,地区計画を策定することにより,用途の混在や敷地の細分化等を防止し,良好な 日:環境の形成及び保全を図る。
地区における土地利用は,丘陵地としての地形の特性を活かし,地区の南側を低層専用 宅地とする。また,北側の都市計画道路沿いの地区においては,地区住民等のための利 施設等を誘導し,周辺環境との調和した土地利用の形成を図る。
本地区における地区施設は、既に道路、公園の基盤整備が進められており、今後ともその 発能及び環境が損なわれないよう維持及び保全を図る。
良好な住環境の形成及び保全を図るため、次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の高さの最高限度(A地区) (5) 容積率の最高限度(A地区) (6) 建築物等の形態、意匠の制限 (7) かき又はさくの構造の制限 (7) あき又はさくの構造の制限 (8) 周辺の環境を損なわないよう敷地境界法面の利用及び敷地地盤高の変更は、行わないこと。

地区の区分		この ロ ハ	A地区	C地区
		の区方	約3. 7ha	約1.4ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の制限	(1) 住宅	第2 (ほ) 項に掲げるもののほか, 法別表第2 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(令第130条の7の2で定めるものを除く。) は, 建築
		敷地面積の	15	0 m²
		最低限度	(共同住宅又は3戸以上の長屋住宅	の用途に供する場合は,300㎡以上)
		壁面の位置の制限	(2) 出窓で床面から上方に60cm以上で、かつ、	に面する部分にあっては、外壁の後退距離は線(擁壁上部に法面を有するものにあっては次に掲げるものを除く。 以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの
			(4) 地階となる建築物の部分で現地盤面から	1. 2m以下の部分
			(5) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ	の合計が3m以下のもの
		建さの最限高度物最	10m	_
		等高 各	計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規	法第56条及び第56条の2の規定による(都市計画法第8条に規定する第一種住居地域の例による。)。
		容積率の 最高限度	100%	_

地区の区分		- n H /\	A地区	C地区
		この区分	約3. 7ha	約1.4ha
地区整備計画		建築物等の 形態, 意匠 の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の 色彩の範囲は、マンセル 表色系において次のとお りとする。	(1) 建築物の外壁及び屋根の 色彩の範囲は、マンセル 表色系において次のとお りとする。
			ア R系又はYR系の色相を 使用する場合は, 彩度6以下	ア R系又はYR系の色相を 使用する場合は, 彩度6以下
	事項		イ Y系の色相を使用する 場合は,彩度4以下	イ Y系の色相を使用する 場合は、彩度4以下
			ウ その他の色相を使用する 場合は、彩度2以下	ウ その他の色相を使用する 場合は、彩度2以下
			(2) 屋外広告物等の表示につ いては、次のとおりとす る。	
			ア 地色は、けばけばしい色 彩を避け、周辺の景観と の調和に配慮したものと する。	
			イ 自家用に表示設置するも のに限る。	
			ウ 屋外広告物の表示面積 (2個以上あるときは その面積の合計)は, 1 ㎡以内とする。	
			かき又はさくの構造は、次の各号に掲げる区 する。ただし、幅の合計が3m以下であり、 は、この限りではない。	
(1) 道路境界面に設ける場合は、次のとおりとする。				とする。
			ア 生け垣	
			イ 地盤面からの高さが1.2m以下の透視可	能なフェンス(金属製柵及び木製柵を含む。)
ウ 幅0.6m以上の植栽帯を併せて設ける場合については、地盤 以下のブロック塀及び石積等に類するもの (2) 隣地境界面に設ける場合の構造は、次のとおりとする。				
				とおりとする。
			ア 生け垣	
			イ 地盤面からの高さが1.2m以下のフェン	ス,ブロック塀及び石積等に類するもの

区域は計画図表示のとおり

## 大津ひなたタウン地区計画区域図

